

国立大学法人埼玉大学研究データ管理・公開ポリシー

令和6年9月5日
教育研究評議会承認

国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）は、「知の府としての普遍的な役割を果たす」、「現代が抱える課題の解決を図る」、「国際社会に貢献する」ことを基本方針として掲げ、イノベーションの創出につながる多様な学術研究を行っている。

地域の中核大学として本学は優れた研究を行い、学術成果を社会に還元することが求められており、本学の研究活動を通じて得られた研究データは、新たな知の創出に資する価値を有するものである。

研究の自由と学問の多様性を尊重しつつ、研究データを適切に管理し、できる限り公開して利活用することが必要であるとの認識のもと、本学における研究データの管理及び公開に関する基本方針を、「国立大学法人埼玉大学研究データ管理・公開ポリシー」（以下「本ポリシー」という。）として以下のとおり定める。

なお、本ポリシーは研究データの管理・公開に関わる本学の方針を示すものであって、研究倫理や情報公開、個人情報保護などに関する本学個別規程及び関連法令の実施に制約を与えるものではない。

（定義）

第1条 本ポリシーにおける用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「研究データ」とは、本学の研究活動を通じて、本学の研究者等によって収集、生成又は加工された情報を指し、デジタルか非デジタルかを問わない。
- (2) 「研究者等」とは、国立大学法人埼玉大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則（平成27年3月20日規則第128号）第2条第1項に定める研究者等をいう。

（研究データの管理）

第2条 研究者等は、自ら研究データの管理を行う権利及び責務を有する。

2 研究者等は、研究実施前に研究データ管理計画（データマネジメントプラン（DMP））を策定するものとする。また、研究データの管理を行うにあたって法令、契約等及び本学の規程その他の規則を遵守し、各研究分野における倫理的要件を尊重するとともに、研究インテグリティの確保に配慮する。

（研究データの公開等）

第3条 研究者等及び本学は、第2条第2項及びオープン・アンド・クローズ戦略を踏まえ、研究データの適切な範囲での公開、共有又は非公開・

非共有の選択を行う。公開するデータについては、必要に応じて利用条件を付して、利活用を促進する。

(本学の責務)

第4条 本学は、研究データの管理及び公開を支援する環境を、研究者等に提供する責務を有する。

(免責事項)

第5条 本学は、研究者等が公開するデータの品質確保のために必要な支援を行うものの、公開されたデータの利活用に関して生じる一切の損害について、本学及び研究者等は責任を負わない。

(改正)

第6条 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。